

第34回

羽村市都市計画審議会議事録

令和3年11月17日(水)

羽村市都市建設部都市計画課

第34回羽村市都市計画審議会議事録

1. 開催日時

令和3年11月17日（水）10時～11時

2. 開催場所

羽村市役所西庁舎5階特別委員会室

3. 出席者

(1)出席委員

櫻沢 康 委員 浜中 順 委員 富永 訓正 委員 山崎 陽一 委員
水野 義裕 委員 露木 諒一 委員 宮川 修 委員 吉川 徹 委員
鈴木 將史 委員 浅井 勉 委員 高橋 宏彰 委員 高宮 恭一 委員
森崎 勝巳 委員

(2)市側出席者

羽村市長 橋本 弘山 副市長 小林 宏子

都市建設部長 山本 和晃

参与 阿部 敏彦

(3)事務局

都市計画課長 橋本 雅央 都市計画課係長 伊藤 雄路 都市計画課主任 安井 義明

4. 欠席委員

甲斐 重孝 委員（代理人出席あり） 小作 あき子 委員

5. 議事

1 議案

第1号 福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）について

2 報告事項

特定生産緑地申請受付状況について

7. 傍聴者

なし

8. 配布資料

日程

議事

議案 第1号 福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）について

午前10時開会

○会長（露木諒一） 皆様、おはようございます。本日はお寒い中、お忙しいところご参加いただきありがとうございます。

これより、第34回羽村市都市計画審議会を開催させていただきます。

最初に、事務局より、本会議の成立についての報告をお願いします。

○都市計画課主任（安井義明） 審議会の成立要件についてご説明いたします。

審議会の成立要件につきましては、羽村市都市計画審議会条例第5条第2項に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されております。

本日の出席委員は13名であり、条例第5条第2項に定める、2分の1以上の定足数に達しておりますので、本会議が成立することをご報告させていただきます。

なお、福生警察署長の甲斐様におかれましては、ご都合により代理の方にご出席をいただいておりますが、出席者数に含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

○会長（露木諒一） ただいま、事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので、この審議会の成立を確認いたします。

次に、議事録署名委員の選任ですが、議事録署名委員は議席番号順にお願いすることとしております。本日の議事録署名委員は、前回から引き続き、議席番号3番の富永委員と議席番号4番の山崎委員にお願いしたいと思います。

続きまして、議事に入ります前に市長から発言の申し出がございますので、これを許します。

○市長（橋本弘山） 皆様おはようございます。

開会にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より羽村市の都市計画行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第34回羽村市都市計画審議会の開催にあたり、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

現在、都内における新型コロナウイルスの感染者数が一定程度に収まっている状況ですが、引き続き新型コロナウイルス感染症の発症の予防や拡大を防止するため、市では三回目となるワクチン接種に向けて鋭意準備を進めているところであります。

さて、生産緑地の削除及び追加に関連しましては、平成29年5月に生産緑地法の一部が改正され、各自治体において指定面積の要件緩和について定めることができることとなり、当市におきましても、農業者の皆様や関係団体等のご意見を伺い、追加指定の面積を300平方メートル以上の規模とする条例を平成30年12月に制定いたしました。

また、令和4年11月には、生産緑地の当初の指定を行ってから30年を迎えるため、これまでに特定生産緑地の指定意向について調査を実施し、本年度、指定申請の受付を行ったところであります。

この特定生産緑地については、生産緑地の指定後30年を経過する日までに、市が指定を行う必要がありますので、市では、今後の都市計画審議会において、皆様にご意見を伺ったうえで指定の手続きを進めてまいります。

本日の審議会についてですが、生産緑地地区の削除及び追加指定についてお諮りをするものでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも羽村市の行政運営に対し一層のお力添えをいただきますよう、重ねてお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○会長（露木諒一）

次に、本年8月に副市長の人事がございましたことから、本審議会の席におきまして、小林副市長よりご挨拶の申し入れがございましたので、これを許します。

○副市長（小林宏子） 副市長の小林でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長（露木諒一） 続きまして、本日の会議は生産緑地地区の追加及び削除に関してご審議いただくこととなりますが、諮問資料には所有者の氏名や住所等個人情報が記載されていないため、公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

なお、公開会議となりますので、審議中の発言に際しては個人が特定できるような発言はお控えいただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の審議会日程に沿って会議を進めさせていただきます。

日程1、議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）につきまして審議に入り

ます。議案の提案説明をお願いします。

○市長（橋本弘山） 議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更(羽村市決定)につきましてご説明いたします。

本案は、生産緑地地区の削除及び追加に伴い、本市内の生産緑地地区の総面積及び位置並びに区域を変更しようとするものであります。

まず、第1、種類及び面積ですが、生産緑地地区の総面積を約30.00ヘクタールに変更しようとするものであります。

次に、第2、削除のみを行う位置及び区域ですが、削除を行う生産緑地地区は、地区の一部削除及び全部削除をあわせて7地区で、面積は合計約5,890平方メートルであります。

次に、第3、追加のみを行う位置及び区域ですが、追加を行う生産緑地地区は、地区の一部追加1地区、面積は約280平方メートルであります。

生産緑地地区の総面積は前年度に比較して、約0.57ヘクタールの減少となるものです。

詳細につきましては、都市計画課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○都市計画課長（橋本雅央） 議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）の詳細につきましてご説明いたします。

資料は、議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）となります。

生産緑地の変更については、都市計画法第19条の規定に基づき、審議会の議を経て都市計画を変更し決定するもので、今回の議案では、昨年7月以降本年6月末までの1年間に追加申請及び買取申出のあった生産緑地、計8件の変更を行うため、羽村市内の生産緑地地区の総面積及び位置並びに区域を変更するものでございます。

資料の1ページ、福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）をご覧ください。

まず、表の第1、種類及び面積ですが、市内の生産緑地地区の面積の合計を約30.00ヘクタールに変更するものでございます。

前年度の約30.57ヘクタールから約0.57ヘクタールの減少となっております。

次に、表の第2、削除のみを行う位置及び区域についてですが、今回削除を行う地区と面積を一覧表としてお示したものでございます。

記載のとおり、地区の全部削除が4地区、一部削除が3地区で、削除する面積の合計は約5,890平

方メートルとなります。

次に、表の第3、追加のみ行う位置及び区域についてですが、約770平方メートルの既存の地区に、隣接する箇所を新たに生産緑地地区として追加するもので、地区の一部追加として1件、追加面積は約280平方メートルとなります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。変更概要になります。

3、面積の変更として168件、約30.57ヘクタールから、164件、約30.00ヘクタールに変更となります。

次に、3ページをご覧ください。新旧対照表となります。

追加及び削除地区ごとに位置や変更前後の面積など詳細を記載しております。

次に、4ページをご覧ください。総括図になります。

市域全域の図面となっておりまして、黒丸で囲んだ箇所が全部削除及び一部削除の地区を示しております。また、緑の丸で囲んだ箇所が一部追加地区の位置を示しております。

次に、5ページ、右上の図面番号1/5をご覧ください。

羽村西小学校の北側、緑色に着色した箇所、指定番号59になります。

この地区につきましては、既存の区域約770平方メートルに約280平方メートルを追加し、約1,050平方メートルとするものであります。

次に6ページ、図面番号2/5をご覧ください。

図面中央の、黒く着色した指定番号5、JR青梅線小作駅の東側、福生都市計画道路3・3・33号線に接する小作台一丁目地内に位置しております。

この地区については、区域の全部約520平方メートルを削除するもので、買取申出の理由は主たる従事者の死亡であります。

次に7ページ、図面番号3/5をご覧ください。

まず、図面の左上、黒く着色した指定番号33、指定番号34についてですが、図面左上の角から右斜め下に伸びる破線がJR青梅線で、左上側が小作駅方面、下側が羽村駅方面になっており、その北東側、また、福生都市計画道路3・4・16号線の北側の栄町二丁目地内に位置しております。

指定番号33の地区については区域の全部約660平方メートルを削除するもので、買取申出の理由は主たる従事者の故障であります。

また、指定番号34の地区についても区域の全部約650平方メートルを削除するもので、買取申出

の理由は主たる従事者の故障であります。

次に、図面の右側になります。黒く着色した指定番号219、図面右下、富士見公園の北側、緑ヶ丘四丁目地内に位置しております。

この地区については、区域の一部を残し約1,130平方メートルを削除するもので、買取申出の理由は主たる従事者の死亡によるものであります。

次に8ページ、図面番号4/5をご覧ください。

図面中央より若干左側の、黒く着色した指定番号212についてですが、図面上部からやや右斜め下に向かって伸びる破線がJR青梅線で、上側が小作駅方面、下側が羽村駅方面になっており、その西側、また、福生都市計画道路3・4・5号線、新奥多摩街道に接する、羽中一丁目地内に位置しております。

この地区については、区域の全部、約2,020平方メートルを削除するもので、買取申出の理由は主たる従事者の死亡であります。

次に9ページ、図面番号5/5をご覧ください。

まず、図面の左上、黒く着色した指定番号77についてですが、図面の左下側が多摩川で、河川敷にあります、宮の下運動公園の北側、羽加美四丁目地内に位置しております。

この地区については、区域の一部を残し、約480平方メートルを削除するもので、買取申出の理由は主たる従事者の故障によるものであります。

次に、図面の右下をご覧ください。

黒く着色した指定番号120についてですが、羽村市水上公園の西側、羽中四丁目地内に位置しております。

この地区についても、区域の一部を残し、約430平方メートルを削除するもので、買取申出の理由は主たる従事者の故障によるものであります。

図面についての説明は、以上となります。

なお、本件変更にあたりましては、都市計画法第17条の規定に基づき、令和3年10月4日に告示し同年10月19日まで縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

また、今後の予定ですが、本日の都市計画審議会の議を経たのち、都市計画決定の手続きを行い、年明けの令和4年1月1日に告示を行うこととしております。

以上で、議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）の説明とさせていただきます

ます。

○会長（露木諒一） 以上で議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○委員（山崎陽一） 削除した地区のその後の土地利用はどうなるのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央） 生産緑地の買取申出があった際に、先買い権を有する市が買うか買わないかを決定し、市が買わないときは農業委員会を通じて農業者へ買取の斡旋を行います。

そこでも買い取る者がいないときは、買取申出を出した日から3か月を経過後に生産緑地の行為制限が解除となります。生産緑地の行為制限が解除されますと都市計画決定を待たずに生産緑地を他の用途に転用が可能となります。

今回の削除する土地は宅地分譲とアパートになっていますが、指定番号120番の田については羽村市の水道用地として購入することとなりました。

○委員（山崎陽一） 水道用地以外で市が買う土地はないということですか。

○都市計画課長（橋本雅央） 市が購入する土地は、指定番号120番の土地を羽村市水道事業の第2水源保全用地として水道事業会計で購入するもの以外はありません。

○委員（森崎勝巳） 平成27年に作られた資料に、羽村市の農家数や農業人口が記載されていますが、現在までの農家数や農業人口の推移がわかれば教えてください。

○委員（宮川修） 私は農家ですので概略をお話しします。

今現在、農家数は100軒を切っていて、大体、年間1から2件程度農家が減っています。

また、農家の定義をどのように捉えるか、農地が少しでもあれば農家とするのか、ある程度農産物を販売している方を農家とするのかで農家数は変わります。

農地を持っている人を農家とすれば100軒程度、そのうち農産物を販売し農業を営んでいる農家は6割程度です。

○委員（森崎勝巳） 分かりましたありがとうございます。

次に、2022年に生産緑地に対する扱いが変わってきますが、それと今回の解除申請と追加申請がありました。来年の2022年問題となにか関連があるのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央） 今回の解除申請につきましては、生産緑地法に規定されている、生産緑地指定後30年を経過する前に買取申出をすることができる要件の主たる従事者の死亡や身体の故障による買取申出ですので、2022年問題とは関連はありません。

追加指定につきましては、今までどおり30年間継続する生産緑地指定となります。

○委員（森崎勝巳） 羽村市においては、2022年問題はそれほど大きな影響はないということでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央） 羽村市における2022年問題の影響が大きいか小さいかは、捉えか方によるものだと思います。

いずれにしても、現在の状況を後ほど報告事項で説明しますのでよろしく申し上げます。

○委員（櫻沢康） 指定番号120番以外の土地を市が買い取らなかった理由を教えてください。

○都市計画課長（橋本雅央） 市が買い取るか買い取らないかは、公共施設として利用できる見込みがあることが判断の基準となります。

指定番号120番の土地は水道施設の隣接地であり、水源の保全や施設の改修時等に利用が見込めることから購入したものです。このように目的をもって購入していますので、今回購入しなかった土地については、公共施設に利用する見込みがなかったことから購入しなかったものです。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

無いようですので、それでは採決を行いたいと思います。

議案第1号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（露木諒一） ありがとうございます。

それでは、議案第1号福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）につきましては、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、議案第1号の決定の答申書の作成につきましては、私と事務局にお任せいただき、私から市長に答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（露木諒一） ありがとうございます。

次に、日程2、報告事項、特定生産緑地申請受付状況について報告をお願いします。

○都市計画課長（橋本雅央） それでは、報告事項、特定生産緑地申請受付状況についてご報告いたします。

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、これに基づく国の都市農業振興基本計画において、

市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置づけられ、計画的に保全する方針が示されました。

これに伴い、引き続き都市農地の保全を図るため、生産緑地法が改正され特定生産緑地制度が創設されたもので、特定生産緑地は生産緑地の所有者等の同意を得たうえで、生産緑地の指定から30年を経過する日までに市が指定を行うこととなりました。

本市では、市内の多くの生産緑地を平成4年11月20日に指定しており、この生産緑地は令和4年11月20日をもって30年を経過することから、このたび特定生産緑地の指定申請を受け付けたもので、その状況についてご報告させていただくものでございます。

まず、受付期間につきましては、本年3月25日から4月30日までの間、都市計画課において申請受付を行いました。

対象地区は平成4年11月20日に指定告示をした生産緑地地区が対象で、対象者は当該生産緑地の所有者128人となっております。また、対象となる生産緑地の面積は約257,908平方メートルとなっております。

次に、受付状況についてですが、受付者数が119人で、128人の対象者に対する割合が約93.0%、受付した面積が約245,930平方メートルで、約257,908平方メートルの対象面積に対する割合が約95.4%となっております。

なお、特定生産緑地につきましては、令和4年度に開催する羽村市都市計画審議会へ付議を予定しており、審議会にご意見を伺ったのちに、指定後30年を経過する令和4年11月20日までに市が指定を行うことを申し添え、特定生産緑地の申請受付状況についてのご報告とさせていただきます。

○会長（露木諒一） 事務局からの説明は以上となります。報告事項ではありますが何かございますか。

○委員（宮川修） 他市では第一次調査結果に基づいて、申請が出ていない農家に対して再度特定生産緑地の指定を働きかけるというようなことが新聞報道でありました。

羽村市の場合は、かなりの高率で特定生産緑地の指定申請があり残った農家も少数ですが、もう少し働きかけを行うのか、申請数はこれで十分とするのか、その辺のニュアンスをお聞きしたい。

○都市計画課長（橋本雅央） 先ほど申請期間につきまして4月30日までと申し上げましたが、申請期間後に申請を出されていない方や反応がなかった方につきましては、電話や自宅訪問を行い意向確認したうえで申請をしてもらった結果が93.0%という数字になっています。

このことから、職員によるフォローアップは行えたものと考えております。

○会長（露木諒一） 他に何かございますでしょうか。無いようですので、報告事項につきましては以上とします。

次に、日程3、その他に移ります。

事務局、または、皆様から、何かございますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、第34回羽村市都市計画審議会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午前10時40分閉会